

佐用町
デジタルトランスフォーメーション(DX)
推進基本方針

令和5年3月：策定

令和6年7月：改訂

佐用町DX推進本部

目次

1. 策定の背景と目的	3ページ
2. 基本方針の位置づけ	3ページ
3. 対象期間	4ページ
4. 推進体制	4ページ
4-1. 推進体制の整備	4ページ
4-2. 人材育成	6ページ
4-3. 外部人材の導入	6ページ
5. 本町のDX推進に向けた基本方針	7ページ
5-1. 本町を取り巻く現状と課題	7ページ
5-2. 取り組みの基本方針	9ページ
5-3. 取り組み項目と方向性	9ページ
6. 取り組みの実行計画	11ページ
6-1. 重点取り組み項目	11ページ
6-2. その他取り組み項目	16ページ
7. 全体ロードマップ	19ページ



1. 策定の背景と目的

令和2年12月、国において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割は極めて重要とされています。

また、併せて決定された「デジタル・ガバメント実行計画」では、国・地方の行政が、自らが担う行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、新たな価値を創出するDXを実現し、利用者目線での改革を進めていくことが求められています。

つまり、DXにおいては、単に新たな技術を導入するのではなく、デジタル技術やデータを活用して、個別の業務プロセスのうちの一部のデジタル化にとどまることなく、利用者目線で、業務の効率化・改善策を行うとともに、行政サービスに係る住民の利便性の向上につなげていくことが求められています。

さらに、国は令和2年12月に「自治体DX推進計画」を策定し、自治体にも、デジタル技術を活用した住民の利便性向上や、業務効率化、データ活用による新たな価値創造を推進するよう求めるとともに、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容が具体化され、自治体情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化などの重点取組事項を自治体DXの具体的方策として掲げています。

加えて、令和3年7月には「自治体DX推進手順書」を作成し、自治体に対し重点取組事項等に係る作業手順を示すとともに、各自治体における全庁的な組織体制の整備、職員の育成、外部専門人材の確保など推進体制を構築し、着実にDXに取り組むことを求めています。

これら国の基本理念や方針を踏まえて、本町の自治体DXを推進していくことを目的として本基本方針を策定します。

行政サービスの利便性向上にとどまらず、より幅広い地域DXの推進、住民目線での地域課題解決を図る未来社会の実現に向けて、具体的な取り組みを定め、「行政のDX」、「住民サービスのDX」、「地域のDX」に向けた取り組みを加速させ、着実に推進していくこととします。

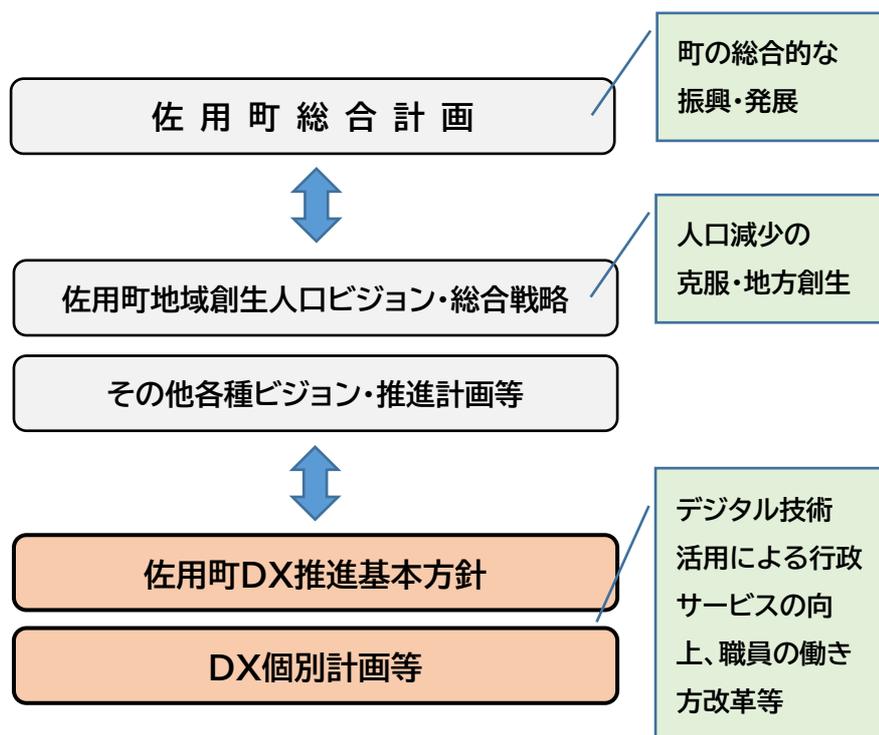
2. 基本方針の位置づけ

本町では「佐用町第2次総合計画 後期基本計画(令和4～8年度)」において、住民の利便性向上のためのデジタル化を推進することとしています。

このため、本方針については国の「自治体DX推進計画」との整合を図りながら、その具体的な施策を定め、町のDXを効果的に推進するための基本方針として位置付けるとともに、その内容を今後策定する推進計画や個別計画に反映していきます。

また、本方針及び今後策定する推進計画等は、町を取り巻く現状や地域課題、佐用町地域創生人口ビジョン・総合戦略等に挙げられる課題や施策を反映しながら、これらの課題をデジタル技術の活用により解決するための計画として位置づけます。

基本方針の位置づけ



3. 対象期間

本方針及び今後必要に応じて策定する個別計画等は、対象期間を令和5年度から令和8年度までの4カ年とします。

また、国の動向や町の課題、進捗状況等を踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、DX推進の実効性確保に努めていきます。

4. 推進体制

4-1. 推進体制の整備

本町のDXを効果的に推進するため、令和4年6月に佐用町DX推進本部を設置しました。

組織メンバーとして本部長に町長、最高情報責任者(CIO)に副町長、副本部長に教育長、各課長及び支所長を本部員として配置し、全庁一体となって横断的にDXを推進するための統括機関として整備を図りました。

併せて、その下部組織に各種ワーキングチームを設置し、関係部署と連携しながら課題解決に向けた取組みを進めていきます。

また、令和4年4月に新設した情報政策課を事務局とし、力強くDXを推進します。

DX推進本部の役割

- ・積極的にデジタル技術やデータを活用してDXを推進する総合調整役
- ・企画立案や部門間の総合調整、全体方針の策定
- ・DX推進計画における取り組みの進捗管理

4-2. 人材育成

(1)人材育成方針

町のDXを推進していくためには、デジタル人材の確保・育成が求められます。

行政各部門の役割に見合ったデジタル人材を適切に配置し、行政分野ごとにDXが推進できるよう、職員一人ひとりの情報リテラシーを高めるとともに、専門的知識を持った人材の育成に取り組みます。

また、早期の体制強化に向けては、デジタル技術等の知識・技能・経験等を有する外部人材として、令和5年5月から任用するCIO補佐官を活用しており、人材交流も含めた人材育成の土壌形成・意識醸成を図ることとします。

(2)デジタル人材の育成手法

町のDXを推進するためには、デジタル知識を持った職員の確保が最も重要です。

デジタル人材としての職員育成に向けて、次の各種研修やスキルアップ支援を実施します。

人材育成に向けた研修及びスキルアップ支援策

研修名・施策名	目的・概要等
管理職向け研修会	管理職員を対象に、外部から講師を招くなどして、DXの推進に必要な知識(業務改善やDXの必要性、人材の育成や組織風土づくり、事例など)の習得を目的とした研修会を開催する。
一般職員向け研修会	一般職員を対象に、外部から講師を招くなどして、デジタル化に関する知識・技能の底上げと、業務改善やDXの必要性への理解を深めてもらうことを目的に研修を開催する。
外部研修会	自治大学校や地方公共団体情報システム機構(J-LIS)等が開催する各種研修会に積極的に参加し、デジタル知識の習得に努めるとともに、国の動向や各種支援策などの情報収集を行う。
スキルアップ研修	全職員を対象に、BPR(業務改革)の意識醸成並びに取り組みの実践・徹底・定着に向けた研修会を企画・開催する。また、具体的事例の共有を図るとともに、ワーキング会議を取り入れることで、各部署での実践と継続的な取り組み化を目指す。

4-3. 外部人材の導入

自治体DXの取り組みを円滑かつ強力、効果的に実施するためには、どのようなデジタル技術が行政サービスに有効かを見極める判断と、使用する電算機器等の構造等が理解できる専門知識を持った人材が必要となります。

また、その人材が果たす役割は、一般的知識を持つ職員が行う業務とは異なり、DXの取り組みを具体的に事業化できる幅広い知識と経験を持ち合わせた人材が必要不可欠です。

一方で、現在、本町には前述のデジタル人材はおらず、この現状を解消するためにも、職員の人材育成と並行しながら、外部からICT技術の豊富な知識と経験を積んだ人材を一定期間任用し、全庁的に町のDX推進を担う人材(CIO補佐官)の導入を推進します。

一方で、「4-2. 人材育成(1)人材育成方針」の中で触れたとおり、町では令和5年度から令和7年度までの3ヵ年計画でCIO補佐官を任用しているところであり、その役割として以下の項目を重点的に取り組みます。

外部人材(CIO補佐官)の役割

1. DX推進本部運営に係るCIOの補佐、助言
2. 町のDX推進に向けたDX全体プラン及び推進計画等の作成、指導
3. 町電算システム等の管理、課題抽出、評価、最適化に係る指導
4. 町セキュリティポリシー対策に係る指導
5. 町職員へのデジタル技術習得に向けた指導
6. 多媒体システム、町公式HP、SNS等の活用等情報発信施策に係る指導

5. 本町のDX推進に向けた基本方針

5-1. 本町を取り巻く現状と課題

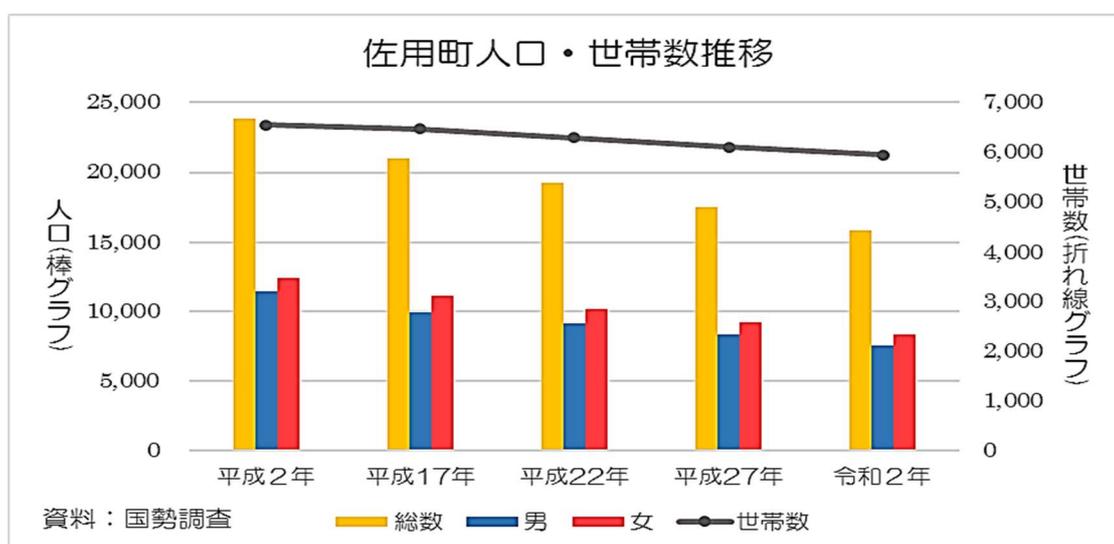
急速に少子高齢化が進む本町では、合併前の昭和35年国勢調査を境に総人口が減少に転じ、平成27年から令和2年国勢調査までの5年間で約1,600人が減少しています。また、生産年齢人口についても昭和55年以降は減少が続いています。

こうした中、「自治体戦略2040構想研究会第二次報告」(総務省)では、高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据えた自治体の課題として、「スマート自治体への転換」の必要性が示されており、深刻な労働力不足が見込まれ、自治体の経営資源が制約される一方で、住民ニーズの多様化により様々なサービスを維持していくことが求められています。

限られた人員体制が想定される状況のもと、デジタル技術を活用しより一層生産性を向上させる必要があります。

佐用町の人口推移

年	人 口			世帯数
	総 数	男	女	
平成 2年	23,827	11,378	12,449	6,554
平成 17年	21,012	9,943	11,069	6,470
平成 22年	19,265	9,106	10,159	6,301
平成 27年	17,510	8,329	9,181	6,108
令和 2年	15,863	7,567	8,296	5,927



佐用町の生産年齢人口推移

年	年齢										
	15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60～64 歳	合 計
昭和55年	1,495	1,181	1,553	1,619	1,278	1,401	1,862	1,982	1,804	1,354	15,529
昭和60年	1,351	1,016	1,304	1,561	1,655	1,292	1,400	1,845	1,951	1,773	15,148
平成 2年	1,454	846	1,089	1,271	1,560	1,674	1,289	1,402	1,797	1,890	14,272
平成 7年	1,502	1,110	896	1,076	1,294	1,595	1,686	1,323	1,426	1,759	13,667
平成12年	1,263	970	1,042	917	1,114	1,303	1,576	1,691	1,326	1,429	12,631
平成17年	1,047	816	1,002	972	934	1,096	1,289	1,570	1,638	1,336	11,700
平成22年	850	620	768	905	936	878	1,084	1,281	1,568	1,666	10,556
平成27年	664	491	599	658	888	901	879	1,068	1,289	1,589	9,026
令和 2年	544	398	444	540	646	867	894	842	1,052	1,306	7,533

5-2. 取り組みの基本方針

本町では、佐用町第2次総合計画の基本方針である「安全で快適な暮らしを創るきらめきの郷づくり」を施策の基本方向として町政を推進しています。

また、デジタル社会に対応したまちづくりの推進については、国・県の方向性を見据えながら、「デジタルの活用により一人ひとりのニーズにあったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」をビジョンとして、住民に寄り添ったデジタル化への取り組みを進めます。

具体的には、AI等のデジタル技術を活用した業務の導入、業務の効率化・スマート化を図るとともに、限られた労働力を他の行政サービスの向上につなげていく必要があります。

基本理念

1. 行政事務の見直しと、利用者中心の町民サービス向上
・手続きにおける情報通信の技術利用 ・情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保
2. 町民や事業者等が容易に必要な時に必要な情報を享受できる、データ利活用社会の実現
・官民データの容易な利用など
3. 円滑なICTの活用が行える環境整備
・マイナンバーカードの普及・利活用 ・ICTの活用に関する人材育成、利用機会等の格差の是正

取り組み方針

1. 庁内業務のデジタル化
・内部事務にAIやRPAを取り入れ効率化を図るとともに、よりきめ細やかな対応が求められる業務や、クリエイティブな業務にマンパワーを注ぐ。
2. 住民手続のデジタル化
・マイナンバーカードの普及に努めながら、オンラインで行政手続が行える環境を構築するとともに、デジタル技術を活用した「書かない・待たない」窓口の実現に向けて取り組みを進める。
3. 円滑にICT活用が行える環境整備
・住民の安全・安心に向けて、インフラ整備及び管理・防災・防犯・抑制などにつながるデジタル技術の導入を検討する。 ・暮らしの様々な分野に先端的サービスを導入し、住民の課題解決を図る。

5-3. 取り組み項目と方向性

国の「自治体DX推進計画」を踏まえて、重点的に取り組む事項として以下の項目を設定し、各項目について実施内容・成果目標等を個別に定めて推進します。

重点的取り組み事項

取り組み事項	実施内容
1.自治体フロントヤード改革の推進	町の実情に応じた創意工夫で、窓口のデジタル化及び行政手続きのオンライン化を含めた新しいフロントヤード(住民と自治体の接点)を実現
2.自治体情報システムの標準化・共通化	目標時期を令和7年度とし、「ガバメントクラウド」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行する。
3.公金収納におけるeLTAXの活用	公金収納の効率化・合理化、住民・民間事業者の利便性を向上させる観点から、国の指導に基づいてeLTAX対応が可能な公金の拡充や、システム改修等を積極的に進める。
4.マイナンバーカードの普及・促進	デジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードについて、制度の安全と信頼の確保に努めるとともに、ほぼ全国民に行きあたりつつある状況を踏まえ、今後は利活用シーンの拡大など利便性・機能向上、円滑に取得できる環境整備に取り組む。
5.セキュリティ対策の徹底	「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底する。
6.自治体のAI・RPA利用推進	導入ガイドブック等を参考に、AIやRPAの導入・活用を推進する。
7.テレワークの推進	他自治体の導入事例や国のガイドライン・手引き等を参考に、テレワーク導入・活用を推進する。



自治体DXの取り組みとあわせて取り組む事項

取り組み事項	実施内容
1. デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化	デジタル田園都市国家構想に基づき、国の支援(デジタル田園都市国家構想交付金)を十分に活用しながら、地域の社会的課題の解決を目的としたデジタル化を集中的に推進する。
2. デジタルデバイド対策	行政手続きのオンライン化等の推進とあわせて、「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現のため、地域住民へのきめ細かな支援を行なう。
3. デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し	国の取り組みを参考としながら、デジタル化の推進を阻害する規制・制度の見直しを進めることで、現場の人手不足の解消や生産性の向上、新産業の創出等による経済成長を促し、地域社会のデジタル化を進める。

その他取り組み事項

取り組み事項	実施内容
1. BPRの取り組みの徹底	働き方の多様化や人材不足が進む中、各省庁のガイドライン等を踏まえながら全庁的にBPRを推進する。業務量を把握しつつ、業務手順の効率化や最適化・再構築に取り組むことで抜本的な業務改革を推進する。
2. オープンデータの推進・官民データ活用の推進	官民データ利活用基本法を踏まえ、行政保有データのオープンデータ化を積極的に進める。



6. 取り組みの実行計画

6-1. 重点取り組み項目

(1) 自治体フロントヤード改革の推進

国の方針・概要	各自治体の実情に応じた創意工夫で、新しいフロントヤード(住民と自治体の接点の多様化・充実化(オムニチャンネル化))を実現する
本町の現状や課題	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年月よりコンビニ交付サービスを導入。また、同年4月より庁舎内に証明等交付端末を導入。 ・行政手続のオンライン化及び窓口手続のデジタル化は未導入であり、早急に導入を検討する必要あり。 ・アナログ方式によるワンストップ窓口を実施
取組の方向性・内容	<p>国が示す自治体フロントヤード改革の3ポイントを踏まえつつ、町の規模や特性に見合った独自のデジタル窓口を実現する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① マイナンバーカードの活用 ② 紙でなくデータで対応 ③ 庁舎空間を手続の場から多様な主体との協議の場へ
成果目標・スケジュール	<p>令和6年度:実施施策の検討・計画策定 令和7年度:導入システム等の検討・導入 システム構築 令和8年度:運用開始</p>

(2) 自治体の情報システムの標準化・共通化

国の方針・概要	目標時期を令和7年度として、「ガバメントクラウド」活用に向けた検討を踏まえ、基幹系20業務のシステムを国が策定する標準システムへ移行する。
本町の現状や課題	<ul style="list-style-type: none"> ・現行システム業務の契約終了時期が令和8年1月に到来 ・ガバメントクラウドの仕様等の情報を収集 ・次期システムへの移行方法等をベンダーと協議
取組の方向性・内容	<p>国が指定する20業務のうち、本町で対象となる基幹系18業務システムについて、ベンダーを変更せずシステムをバージョンアップする方針であり、次期システムの調達に向けて担当課と連携しながら以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期システムへの移行(バージョンアップ) ・現行システムと標準システムとの比較分析 ・移行計画作成、移行 ・関連システムに係る検討 ・ガバメントクラウドへの移行に係る検討
成果目標・スケジュール	<p>令和6年度:基幹2業務(住基、印鑑登録)の標準システムへの移行 令和7年度:その他基幹16業務の標準システムへの移行 令和8年度:運用開始</p>

標準化対象業務

No	業務名	業務システム名
1	児童手当	児童手当システム
2	住民基本台帳	住民記録システム
3	戸籍附票	戸籍システム
4	印鑑登録	印鑑システム
5	選挙人名簿管理	選挙システム
6	固定資産税	固定資産税システム
7	個人住民税	個人住民税システム
8	法人住民税	法人住民税システム
9	軽自動車税	軽自動車税システム
10	戸籍	戸籍システム
11	就学	学校教育システム
12	国民健康保険	国民健康保険(資格・賦課)システム
13	国民年金	国民年金／福祉年金システム
14	障害者福祉	障害者福祉システム
15	後期高齢者医療	後期高齢者医療システム
16	介護保険	介護保険システム
17	健康管理	健康管理システム
18	子ども子育て支援	子育て支援システム

(3)マイナンバーカードの普及促進

国の方針・概要	令和4年度末までに、ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、町の交付円滑化計画に基づき申請を促進するとともに、交付体制を充実させる。
本町の現状や課題	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード申請状況(令和6年3月末時点) 人口:15,4999人／申請件数:14,448件／申請率:93.22% ・申請、交付に係る事務補助員を配置 ・現時点ではマイナンバーカードによる利活用サービスが少なく、利便性向上のメリットが発揮されていない状況
取組の方向性・内容	<p>これまでの取り組み成果を踏まえながら施策を継続するとともに、他自治体事例等も参考にしつつマイナンバーカード交付事務費補助金を活用した取り組みを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の分析と対策、施策検討 ・未申請の住民に申請書を発送 ・顔写真の無料撮影、申請サポート、月複数回の日曜日の臨時窓口や出張申請窓口の開設、事務補助員の継続配置など
成果目標・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度:(おおむね100%) <li style="padding-left: 20px;">マイナンバーカード交付事務費補助金を活用し、上記施策実施 令和7年度:(おおむね100%) <li style="padding-left: 20px;">上記施策を継続するとともに、国の施策等を踏まえ、新たな施策を検討、追加実施 令和8年度:以降継続

(4) 公金収納におけるeLTAXの活用

国の方針・概要	地方公共団体における公金収納の事務の効率化・合理化や、住民・民間事業者による公金納付の利便性を向上させる観点から、地方公共団体及び住民・民間事業者等関係者の意見を踏まえ、地方公共団体の判断によりeLTAXを活用した納付を行うことができるよう、必要な取組を行う。
本町の現状や課題	町では、以下の税目でeLTAXによる収納を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月～：町県民税(特別徴収) ・令和5年4月～：町県民税(普通徴収)、軽自動車税、固定資産税 ・令和5年10月～：たばこ税、入湯税 ・令和令和6年4月～：国民健康保険税
取組の方向性・内容	すでに取り組み済の税目に加えて、国が全国共通の取り扱いとして推進する公金については積極的にeLTAXの導入を検討し、国からの情報提供及び指導を受けながらシステム改修等を行い、公金納付に係る住民の利便性を向上させる。
成果目標・スケジュール	令和6年度：eLTAX取り扱い公金の拡充に向けた検討 令和7年度：eLTAXの拡充検討及び追加税目のシステム改修 令和8年度：以降継続

(5) 自治体のAI・RPAの利用推進

国の方針・概要	・国のガイドブックを参考に、AI・RPAの導入・活用を推進
本町の現状や課題	・現時点ではAI・RPA未導入であり、現在取り組んでいる業務量調査及び分析結果を基に、導入候補業務の検討や試行導入を実施
取組の方向性・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・効率化が必要な事務にAI・RPAを取り入れ、職員の負荷軽減、働き方改革を推進するとともに、業務プロセス等の見直しも併せて実施し、よりきめ細やかな対応が求められる住民サービスや、クリエイティブな業務に注力できる環境を創出する。 ・職員向け研修会等の実施による業務改善意識を醸成 ・RPAやAI-OCRの試行導入、効果検証 ・他自治体事例等を参考に、RPAやAI-OCRの適用業務を拡大 ・各課に利用推進リーダーを育成(RPAスキルの習得) ・その他、AI等活用ツールの導入による更なる事務の効率化の検討、導入
成果目標・スケジュール	令和6年度：業務改善方策の検討 令和7年度：方策の検討及びRPA・AI-OCRの試行導入 令和8年度：RPA・AI-OCRの適用業務拡大と有識者育成 AIチャットボット等の導入

(6)テレワークの推進

国の方針・概要	テレワーク導入事例や「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」等を参考に、テレワーク導入・活用を推進する。
本町の現状や課題	令和3年11月にテレワークを導入(テレワーク兵庫)し、試験的運用を開始。以後、主に新型コロナウイルス対策(感染、濃厚接触による待期期間)として実施しているものの、今後は柔軟な勤務スタイルの取り組みの一環とした定着が必要である。
取組の方向性・内容	育児や介護など、時間的制約を抱える職員を含めた職員一人ひとりが多様な働き方を実現できる「働き方改革」の一環として取り組みを推進し、その結果として業務の効率化が図られ、行政サービスの向上や感染症対策、災害時の行政機能維持に資する仕組みを目指す。また、併せてWeb会議、チャットツール等の普及、定着を推進する。
成果目標・スケジュール	令和6年度:R3年に導入済。テレワーク環境の検証及び運用方法の変更 令和7・8年度:以降継続

(7)セキュリティ対策の徹底

国の方針・概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国のガイドライン等を踏まえて見直しを行い、セキュリティ対策を徹底する。 ・自治体情報セキュリティクラウドについて、県の主導により、総務省が設定するセキュリティレベルを満たす民間クラウドサービスに移行を行う。
本町の現状や課題	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省ガイドラインに基づき、業務システムを基幹系、LGWAN系、インターネット系の三層分離を実施済み。基幹系システムは他のシステムとは物理的に分離し、二要素認証を導入済。LGWAN系は画面転送システムやメール無害化システムを導入 ・兵庫県内全自治体が共同利用する県情報セキュリティクラウドシステムの更新に併せたセキュリティ対策の強化 ・高水準のセキュリティ対策の要求、監視対象の通信増加によるセキュリティ関連コストの上昇
取組の方向性・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国の動向等を踏まえ、効率性・利便性の向上と情報セキュリティ確保の両立に向け、本町の情報セキュリティの見直しを行い、情報セキュリティ対策の徹底に取り組む。 ・町情報セキュリティポリシーの改正 ・県情報セキュリティクラウドの内容に準拠した技術的なセキュリティ対策の推進 ・外部セキュリティ監査実施の検討

成果目標・スケジュール	令和6年度：次期県情報セキュリティクラウドへの移行対応 外部セキュリティ監査実施の検討 情報セキュリティポリシーの改正検討、実施 令和7・8年度：以降継続
-------------	--

6-2. その他取り組み項目

(1) デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化

国の方針・概要	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル田園都市国家構想に基づき、地方公共団体は地域ビジョンを策定し、4つの柱(地方創生、移住促進、子育て支援、地域魅力向上)を推進。Well-being指標を活用し、幸福度向上を目指す。 ・デジタル基盤整備、人材育成、誰一人取り残されない社会の実現など、3つの柱で地方を支援。モデル地域を全国展開し地域間連携も促進。 ・都道府県と市町村連携による伴走型支援とノウハウ横展開により、全国的に活性化を図る。
本町の現状や課題	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体DXの取り組みとしての地域社会のデジタル化については現時点で未実施であり、今後早急な施策の検討が必要である。 ・過疎・高齢化、交通インフラ対策、情報通信における難視聴エリア対策、ひっ迫する町財政事情など、本町が抱える課題の解決に向けて、住民の意見を反映しながら効果的な施策の実施が必要である。
取組の方向性・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術の導入ですべての町民が利便性と豊かな住民生活を実感できる地域社会の実現に向けた取り組みを目指す。 ・本町が町全域に整備する光ファイバー網を活用したDX施策の検討を進める。 ・ICTの進展やデジタル化によるメリットを享受できる地域社会に向け、他自治体の取り組みも参考に、デジタル化に向けた取り組みを実施する。また、デジタルデバйд対策とも併せて、町民がデジタル化のメリットを享受できるよう、町民や事業所等に対するサポート、地域振興のバックアップ施策を検討する。 ・高齢者など多くの住民が実感できるデジタル活用支援、地域におけるデジタル人材の育成・確保 ・デジタル技術を活用した安心・安全の確保対策の実施 ・民間企業等におけるDXの取り組み支援 ・多様なワーキングスタイルの実現に向けた取り組みへの支援 ・キャッシュレス化の推進、地域通貨等の検討
成果目標・スケジュール	令和6年度：DX先進事例等の情報収集、アンケート等の実施による住民ニーズの把握、実施施策及びスケジュールの検討 令和7年度：施策の順次実施 令和8年度：以降継続

(2) デジタルデバインド対策

<p>国の方針・概要</p>	<p>オンラインによる行政手続・サービスの利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるようにするため、「デジタル活用支援員」の利用促進を行うとともに、NPOや地域おこし協力隊等の地域の幅広い関係者と連携し支援員の枠組みも活用しつつ、講座の開催やアウトリーチ型の相談対応など地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援を実施する。</p>
<p>本町の現状や課題</p>	<p>高齢化率が40%を超える本町において、高齢者にもスマートフォン利用者が増える一方で、デジタル機器の利用に不安や抵抗感が見受けられる。</p>
<p>取組の方向性・内容</p>	<p>行政手続きのオンライン化等の推進と併せて、「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現に向け、国・県の動向や近隣自治体の取り組み等を参考としつつ、具体的施策を検討し、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども向けIT教室 ・子育て世代向けIT教室(電子申請サービス、親子プログラミング教室等) ・高齢者向けスマートフォン教室(電子申請サービス、その他) ・窓口でのオンライン申請利用支援(入力補助) ・教育現場でのデジタル活用教育の拡充 ・高齢者等デジタルに馴染みにくい町民をサポートする人材の育成
<p>成果目標・スケジュール</p>	<p>令和6年度:情報格差是正のための各種施策の実施(スマホ教室等の開催) 令和7年度:その他有効な施策、必要な施策の順次実施 令和8年度:以降継続</p>

(3) デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

<p>国の方針・概要</p>	<p>令和3年11月に設置されたデジタル臨時行政調査会において、デジタル原則に基づき4万件を超える法令等のアナログ規制を横断的に見直し、令和6年6月までにデジタル化適合を目指すこととなった。主な対象は目視規制、定期検査、実地監査、常駐規制、書面掲示、対面講習、閲覧規制などで、地方公共団体も条例・規則等の見直しを進め、全国的なデジタル化を推進する。</p>
<p>本町の現状や課題</p>	<p>町では、現時点においてデジタル化の推進を目的としたアナログ規制の取り組みを行っていない。今後は、DXの取り組みと併せてデジタル化を阻害する町の規制・制度等を見直す必要がある。</p>

取組の方向性・内容	<p>1. 規制の見直し対象の特定 町が定める条例、規則等を調査し、デジタル原則に照らし合わせ、対象を特定。見直しに当たっては、専門家や市民からの意見を聴取し、多角的な検討を行う</p> <p>2. 具体的取り組み内容 (1)電子申請システムの導入、電子署名の活用、行政手続の電子化 (2)電子申請と一部書面提出の併用、オンラインでの情報提供と窓口での書類受付併用 (3)必要性の低い規制の廃止、規制内容の見直しによる民間事業者の参入促進</p> <p>3. 見直し結果の公表・運用 見直し結果をホームページ等で公表。運用状況を必要に応じて再検討。</p>
成果目標・スケジュール	<p>令和6年度:アナログ規制の対象を調査 令和7年度:対象となる条例等の見直し検討 令和8年度:対象となる条例等・制度の見直し実施</p>

(4)BPRの取り組みの徹底

国の方針・概要	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体における書面・押印・対面規制の見直しに向け、国の法令等に基づいて実施する手続について各省庁から発出されるガイドライン等の内容を踏まえ適切に対応する。 ・自治体が独自に実施する手続についても、内閣府規制改革推進会議が示した具体的基準等を参考として、国の取り組みに準じた対応を実施するなど、見直しに積極的に取り組む。
本町の現状や課題	<p>書面・押印・対面規制の見直しの一環として、行政手続きの押印見直しを実施</p>
取組の方向性・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・BPRの意識醸成を図り、各部署での実践と継続的な取り組み化を目指す。 ・行政手続のデジタル化やオンライン化、AI・RPAの活用推進とあわせ、新たな技術を最大限に活用し・効果を得るため、従来の業務フロー等に縛られることなく、積極的にBPRを実施する。 ・職員自らがBPRを実践する意識の醸成を図るとともに、取り組みの実践・徹底・定着に向けた研修会を企画・開催する。また、ワークショップを取り入れることで、各課での実践と継続的な取り組み化を目指す。 ・業務フローの見直し、標準化
成果目標・スケジュール	<p>令和6年度:業務改善方策の検討、業務改善に向けた具体的取組みの実施、職員向けBPR研修会の実施 令和7年度:RPA・AI-OCRの導入を契機とした積極的なBPRの検討・実施 令和8年度:以降継続</p>

(5)オープンデータの推進・官民データ活用の推進

<p>国の方針・概要</p>	<p>官民データ活用基本法の趣旨、オープンデータ基本指針等を踏まえ、行政保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地方発ベンチャーの創出促進、地域課題の解決を図る。</p>
<p>本町の現状や課題</p>	<p>町公式ホームページにおいて、防災ハザードマップや統計情報などPDF化した一部の行政データを公開しているものの、現時点において加工可能なオープンデータの公開は未実施であり、今後早急にデータの整備及びホームページ上での公開が必要である。</p>
<p>取組の方向性・内容</p>	<p>国や県の動向、近隣自治体の取り組みも参考に、本町が保有するデータのオープンデータ化を推進し、様々な主体が容易に活用でき、民間事業者による住民ニーズに即したサービスの創出を促す。また、公共データの公開と利活用により、住民参加・官民協働の推進を通じた地域課題の解決、地域の活性化を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町保有データの公開検討と、町公式ホームページにおけるオープンデータの充実 ・データ公開を前提とした業務フローへの見直し ・民間事業者、教育機関等との連携を通じた利活用の促進 ・播磨圏域を範囲とした広域的なオープンデータ戦略の取組み実施
<p>成果目標・スケジュール</p>	<p>令和6年度：他自治体等の事例収集、町保有データの公開検討及び順次公開、国推奨データセット(基本編)14項目の順次公開 令和7年度：町保有データの公開検討及び順次公開、国推奨データセットの公開完了 令和8年度：以降、公開データの拡充</p>

8. 全体ロードマップ

主要な取り組みのスケジュール(別紙:DXの取り組み実施スケジュール)